

## 第二十一 特別清算に関する登記

### 一 保全処分の登記 750

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所(支部) 会社特別清算の保全処分 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

(注) 保全処分が会社財産又は発起人等の財産に対してされた場合である。

### 二 保全処分の変更の登記 751

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所(支部) 変更 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定

(注) 1 保全処分の変更の登記は主登記によってする。  
2 変更前の禁止事項を抹消する記号(下線)を記録する。

### 三 保全処分の登記の抹消

#### 1 保全処分の取消しの場合 752

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日取消

(注) 保全処分の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

#### 2 特別清算開始の取消しの場合 753

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特別清算開始取消

(注) 保全処分の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

#### 3 特別清算の終結の場合 754

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特別清算終結

(注) 保全処分の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

## 第二十二 民事再生に関する登記

### 一 保全処分の登記

#### 1 再生債務者の財産に対する保全処分 755

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項